本願寺史料研究所報

３３号

発行所　本願寺史料研究所
〒六〇〇－八二六八
京都市下京区七条大宮上ル
龍谷大学大宮図書館内
電話　〇七五－三四三－三三一一
内線（五四一八）
発行者　所長　千葉乗隆
発行日　二〇〇七年九月三〇日

花山火葬場について（増補）

左右田　昌幸

京都東山山中の花山火葬場については、三度にわたった変則的な連載（二十九号から三十一号）が終わり、もう滅多なことでは関連史料には出会えないだろうと思っていたのだが、幸いというべきか、四点の史料にたまたま遭遇することができた。

当研究所が保管管理している史料群の中には、過去に本願寺より何らかの事情により流出してしまった史料を古書店から購入した分も存在している。その内、兵庫県の加古川のある古書店より数十年以前に購入した史料がある。その中に花山火葬場に関する史料四点を見いだすことができた。連載形式の変則振りを上塗りすることになるが、この四点の史料についても、「花山火葬場関係史料第Ⅲ類増補」として紹介しておきたいと思う。

紹介する四点の史料は、内容的にはこれまでの史料紹介と同様に、花山火葬場の運営や稼働状況を示す「第Ⅰ類火葬関係」（後掲の増補一から三の三点）と火葬炉の修復関連の「第Ⅱ類火葬炉等改築関係」（増補四の一点）の二種である。それぞれの史料の年代を推定してみると、以下のごとくである。

増補一は、京都の他の火葬場では経済的な困窮者の火葬料を無料としているので、花山火葬場においても無料の取り扱いを、火葬場の管理を委託されていた雇員が求めたものである。火葬料金については、第Ⅰ類火葬関係の「一」明治十一年火葬料値上届書等」と題して紹介した史料に、「当山火葬場荘厳焼屍料規則之義者、昨十年十二月別紙壱印之通御届申上置候得共」とあり、花山火葬場が実働を開始する段階で京都府に料金規則が提出されていた。第Ⅰ類のこの史料そのものは一年後の明治十

二年十月における料金体系の変更届であるのだが、困窮人の火葬料が無料であることは明記されていない。しかし、第Ⅰ類火葬関係史料「二」（明治十一年）七月八月火葬総計書係」には「此外に重貧貳名有之候得共除之」、同じく第Ⅰ類火葬関係史料「三」明治十一年九月より十二月火葬料総計書」には九月分として「重貧壱、無料」となっており、明治十一年にはすでに困窮人の無料火葬が実施されていた。そうすると増補一は、明治十年十二月に料金規則が京都府に届けられる直前のものであり、この進言によって無料化が導入されたと考えられるであろう。なお、第Ⅰ類火葬関係史料「三」の十一月分や十二月分には「重貧」でも二十五銭の料金が計上されているが、これは増補一にある「其町分ヨリ其段被申聞、情実相違無之候由無料ニ而取扱致進し可申」という規程に引っかかった困窮人なのであろう。なお、連載の第一回目で、花山火葬場の稼働開始を明治十年十二月と推定しただけで、日付までは推定できなかったが、増補一の差出人肩書きに「本日掛」などとあることからすると、十二月の初めから稼働していたと考えられる。

増補二については、コレラの病死人遺物が総計されている期間が七月二十八日から八月二十九日であることに注目すると簡単に年次を比定できる。第Ⅰ類火葬関係の（七）から（十）として翻刻した「コレラ病死人遺物焼捨総計書」の（八）の総計期間が明治十一年六月二十七日から七月二十八日。同じく（九）の総計期間が明治十一年八月三十日から九月二十八日。総計開始の七月二十七日が一日分だけだぶるが、終了の八月二十九日については、（九）の総計開始日にピッタリと繋がっており、明治十一年として間違いはないであろう。

増補三については、年代が明確には確定できない。中等・下等の一ケ月平均の火葬数を算出してみると、中等約四十六名、下等約二十名となり、数字的にはコレラが流行していた時期よりも少し降った、流行の沈静時期の数字ではないかと考えられる。なお、火葬数の総計期間が一月八日から開始されているので、正月の期間は稼働していなかったと考えられる。

増補四は、上等火葬炉の築き替え代金の下部の注記に「但十二年十二月分」とあるので、翌明治十三年と考えていいかと思う。それにしても第Ⅱ類火葬炉等改築関係が明治十一年の修復関係の史料がほとんであった点や、当時としては六十五円という高額で新たな器械を購入しなければならなかった点からすると、コレラの流行による火葬数は、稼働を開始した最新式の花山火葬場にとってもかなり過重な数であったのであろう。

なお、連載した史料を早速、利用していただけました。佐々木健太郎・武田至の両氏による「明治初期の京都花山火葬場の火葬状況につて」（『火葬研究』一〇号、二〇〇六年一〇月）です。

《史料翻刻》花山火葬場関係史料

第Ⅲ類　増補

増補一）（明治十年）困窮人火葬料無料化の進言

過刻申残候ニ付、一筆御注意申上候、他之火葬場之取極メニ貧困ニ而入費難仕払もの、其町分ヨリ其段被申聞、情実相違無之候由無料ニ而取扱致進し可申との事、書加へ有之候間、其辺未ダ御取極無之候由無論ニ候へ共、若哉御書洩ナラバ明日御差出之書面ニ御加筆□有之方都合宜敷相考候条、此段御注意申進候也

〆十二月七日　本日掛

□□正中

火葬場之義ニ付御届出シ代理

宇野殿

増補二）（明治十一年）七月二十八日より八月二十九日コレラ病死人遺物焼捨総計書

記

一金拾壱円貳拾四銭

右別紙之通ニ付御下渡被成下度候也

八月三十日　火葬場

受付所（朱印・三つ）

総計書

七月廿八日ゟ八月廿九日中ニ至

虎列刺病死亡人焼捨物

一三拾四窯半

此納り金貳拾円七拾銭

但、平均下等料金ニ見做シ

右焚用割木

六拾四束

此料金三円八拾四銭

差引金残金

拾六円八拾六銭

内　五円六拾貳銭　三分一　上納高

拾壱円廿四銭　三分二　配分高

増補三）年未詳一月八日より六月三十日火葬料総計書

従一月八日

至六月三十日ニ

取扱所扱分　火葬場直扱之分

一上々等　壱名　一上等　拾六名

料壱円五十銭　料廿四円

一上等　八名　一中等　百九十壱名

料十二円　料百四十三円廿五銭

一中等　八十七名　一下等　八十五名

料六十五円廿五銭　料五十壱円

一下等　三十八名　一中等未満　廿壱名

料廿二円八十銭　料十円五十銭

一上等未満　壱名　一下等未満　廿七名

料壱円　料十円八十銭

一中等未満　十四名　料〆弐百卅九円五十五銭

料七円
一下等未満　廿壱名
料八十四円
料〆百九十三円五十五銭
料二口合
　金四百卅三円拾銭
　此廿分之一
　金廿壱円六十五銭五り

増補四）（明治十三年）二月上等火葬炉修復料請求書

記

別紙壱印
一金三円　焼屍竈中丸瓦三枚分代
　但十二年十二月分
　委曲安之助〻御聞取奉願候

別紙貳印
二口合
一金六拾五円三拾銭
右者上等焼屍竈築替手間入用并ニ器械新求代ナリ、然ルニ器械之義者都而出来、過日〻着山致居候得共、築替之義未皆出来ニ相成不申、七八分出来ニ付、内金拝借致度申居候、尤残貳分通之仕事ハ今明日之中皆出来仕候趣申立居候間、可然御取計之義奉願上候也

火葬場
受付所（印）

二月廿八日

御本刹
　第六科御中

二白、別紙壱印之分并貳印之中器械代ハ不残御渡被下度候

（罫紙上欄外）「別紙壱印」

御火葬竈入用
丸棟瓦　三枚ニて壱組
代金三円
二月　　間下安之助（印）

御火葬場
御役人中様

（罫紙上欄外）「別紙貳印」

御火葬竈ニケ所積り書

一金八円五十銭　煉化石　八百枚
一金壱円四十銭　砂　四十荷
一金壱円六十銭　石灰　拾俵
一金十弐円八十銭　煉化石積見立手間三十六人
一金四円　手本手伝　二十五人
一金七円五十銭　セイメント
　〻金三拾五円卅銭（ママ）
外ニ
一金拾四円　枕金四丁

一金拾六円　焚口戸前弐組
前ダレ板弐枚
メタル四丁

二口
〆金三拾円
右伏見吹屋岡本払分
二月廿八日　間下安之助（印）
御役人中様

（本願寺史料研究所客員研究員）

＊　＊　＊　＊　＊

秀吉宛光佐書状の発見と細見記

中路　孝信

平成十八年夏、明治八（一八七五）年に催された法物展である第一回本願寺集覧会の名簿に、顕如上人書状が記載されていることについて、金龍静氏からその書状の所蔵元である本願寺派京都教区上東組正覚寺（京都市上京区小川通椹木町上る・幡山現道住職）に照会があった。正覚寺住職は、諸般の事情により、法宝物を確認できずにいたこともあって、返答を延引されていた。

そのような折、十八年秋に正覚寺住職より依頼を受け、隣寺である私が同寺に赴き、土蔵の中で調査したところ、掛幅に表装されたその書状を見つけることができた。

書状は、箱に納められており、蓋に「顕如上人御文豊公宛」と記されていた。内容を見ると、発給者「光佐」の署名と花押があり、宛名には「羽柴筑前守殿」とある。書状写真と釈文は次のごとくである。

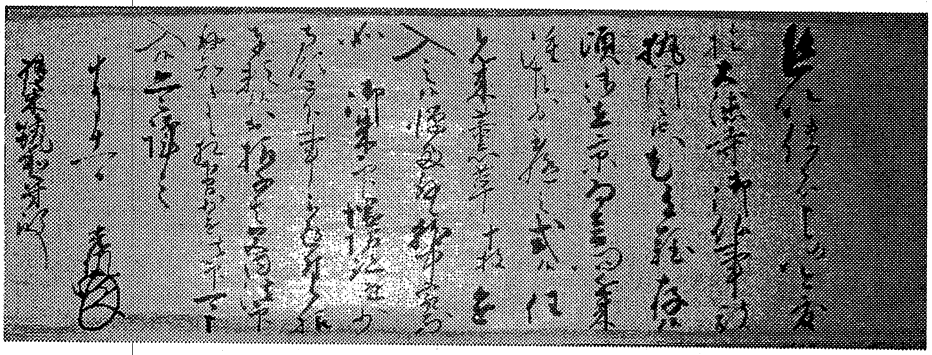

態以使者申候。仍今度於大徳寺、御仏事被執行之由、尤有難存候。頃御在京為音問、近来雖左少至極之式候、任見来薫草十枚進入之候。憚多存候。就中最前如　御朱印、堺坊跡并少寺領已下事、被返付候様、（松井友閑）奉頼候。於様子者、宮内法印（性乗）存知之事候。猶下間少進法印可申入候。恐々謹言。

十月十一日　（顕如）光佐（花押）
（秀吉）羽柴筑前守殿

（縦一七センチ　横五〇センチ）

文の中段に一センチ、下段には二～三ミリの虫損の跡が各十ヶ所見受けられ、表具は金襴、絹目などから江戸

中期以後のように思われる。表具の布は擦れにより損傷が激しい。軸装の全体は幅五一・六センチ、縦一〇五・五センチ。料紙の紙質は楮紙、薄美濃の感じがする。

後の写本ではなく原本であることから、正覚寺において公表の時期が到来したと推測し、平成十九年三月九日に史料研究所へ写真を持参した。金龍静氏と大原誠氏（本願寺史料研究所研究員）・太田光俊氏（同研究生）の協力を得て、種々検討した。その結果は次の通りである。まず前提として次の点をあげる。

（イ）下間性乗が法印になるのは天正十年（一五八二）二月以降（『晴豊記』）。

（ロ）宮内法印（正式には宮内卿法印）。『信長公記』天正三年七月三日の条に、松井友閑を宮内卿法印に任ずる記事あり。「堺政所」を務め、天正十四年失脚。

（ハ）『鷲森日記』（『真宗史料集成』三　一二〇〇頁）天正十年十一月十六日～十二月四日の間の記事として、「今度羽筑州、惟五左両人判形ニテ、堺御坊如先々被返付了」の記述あり。

よって当文書は、天正十年のものと確定できる。さらには本文書より次の点を指摘できるだろう。

（ニ）大徳寺での仏事は、信長本葬。清洲会議等を経て、喪主・施主・焼香順が確定して、やっと十月に実現の運びとなったものと推測。

（ホ）書札礼として、光佐は対等の「恐々謹言」を使用。関白豊臣秀吉となると、この書札礼は不可能。秀吉がいまだ覇権を確立しない段階たることを様式上から追認できる。

（ヘ）筆者は、顕如上人の自筆と見るには、かなり困難。恐らくは、下間性乗（あるいはその元の小奏者）の筆と推測。顕如上人の直筆ではないので、花押を押すことが必要不可欠となる。また、直筆でないということは、これまた、いまだ秀吉が覇権確立以前の段階であることを筆跡上からも追認。

（ト）顕如上人が秀吉に直接書状を認めた第一号文書。信長の死後、大徳寺での葬儀に至るまでの経過を、『信長記』の「総見院殿追善記」によってトレースすると次のようになる。信長が自刃の後は、「六月より十月に至るまで聊の仏事も行われず打ち過ぎぬ」とあり、本能寺での遺骨収拾などは不明な点が多いが、葬儀を営む眼目として「昨友は今日の怨讐、昨花は今日の塵埃なれば、誰か来日を期せん。…その跡を弔う習いあり」と、無常の世界で敵味方に分かれて戦ったとしても、後は念仏して恩讐を越えるべきであるとする思潮が武士の思いであったという。

この文書の日付は、葬儀の初日である。顕如上人は、約束を反故にする信長の政策から、信頼性の回復を願い、本願寺を護持すべき意気込みをもって信長の仏事に対して賛意を表明し、お香を贈り、寺領返付を要請した。結果として、その後の秀吉との関係を切り開く発端となったと考えられる。

お香については「薫草十枚」とあり、お香の種類と数量の勘定の仕方に疑問があり、お香の専門家である負野薫玉堂へ問い合わせたところ、これは「零陵香」という薬草であるという。実物の匂いは清涼感があり、現在では中国からの輸入品で、粉にして線香に練り込む。当時の価値がどれだけのものであったかは不明である。しかし、書状中にある「任見来」という文言から、顕如上人には外国からの輸入品というめずらしい貴重な品を進納するという意識をみてとることができるだろう。ちなみに「零陵香」とは、『金光明最勝王経』三十二種の中に登場する古来からの薬草のことである。

秀吉に送った文書が、どのようにして正覚寺に存在することになったかという経過は伝承されていない。しかし、天正頃の資料として、同寺には天正十四年即位の後陽成天皇の宸筆が所蔵されていることを考え合わせると、当時本願寺か朝廷に何らかの特別な関わりがあって、比較的早い時期に同寺に所蔵されるようになったものと推察される。

天明八年の大火、元治元年の蛤御門の変など、京都ではたびたび大火があり、同寺も類焼した。正覚寺の代々が宗門護持と文書の重要性を認識し、土蔵の中に保管され、難を逃れて来たもので、大変有難い事である。

(京都市専応寺住職)

＊　＊　＊　＊　＊

豊前市浄円寺蔵「正信偈註」断簡小考

金龍　静

数ヶ月前、宇佐市教覚寺様から寺史が送られてきた。覚えがなく奥書を見た。ひそかに畏兄と敬う國東利行氏の編とあり、納得がいった。絵像本尊の絹目写真とか、実如上人証判本の文言比較とか、全国的にも出色の寺史となっており、しばし感嘆。十年ほど前、大分大聞会の折、数ヶ寺の史料調査をご一緒したことを思い出した。懐かしさの余り、往時の報告書を久しぶりに開いてみた。豊前市浄円寺様あて報告書に、「「正信偈註」断簡、貴重で留意必要」とメモしてあった。やはり忘れていた。

「正信偈註」は、西本願寺に蓮如上人筆の原本（巻子本・元折本）がある。巻首の「蓮如」のシンニュウのアシは横棒で、「无」のアシは開いている。「正信偈註」の表紙袖書の「蓮如」のシンニュウのアシはU字型で、「无」のアシは人型。「註」よりも「註釈」の方が、新しい書写年次であることを告げている。

他には、異本である金沢市善性寺蔵の延徳三年（一四九一）八月十九日付蓮照（応玄）書写本と、秋田県六郷町善証寺蔵断簡（前半部数枚、錯綜あり）が知られるのみである。よってこの断簡は四例目となる。

同断簡の史料情報を記すと、上下二段の貼り合わせとなっており、上段は縦二〇・一×一九・三、下段は二〇

・〇×五・八（左）十一三・七（右）。下段の綴じしろ部分に「倶紙、十九丁」「廿丁畢」と墨書があり、元は冊子で、最後の数枚を分解したことが判る。楮紙で半紙五行も、冊子本の和語聖教の通例である。

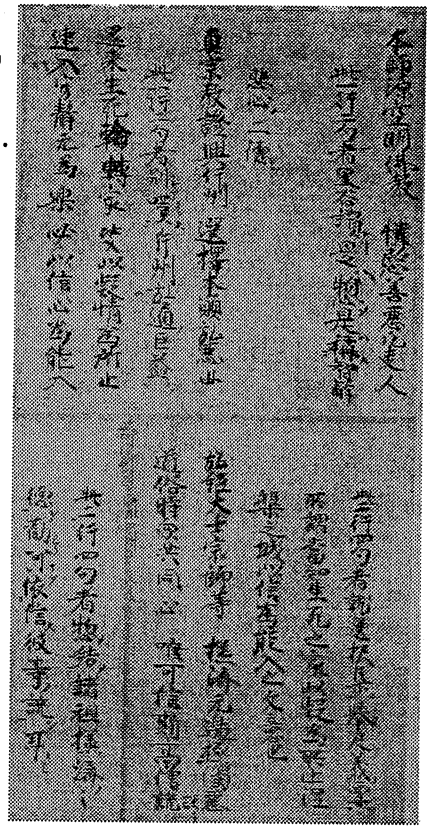

「高僧説」とある右に「談イ」と傍記されている。このことは、「高僧談」と記す異本があったことと、浄円寺蔵本が後世の校合本であることを告げている。文言を西本願寺本と比較すると、「無辺」が「无辺」となっている一箇所のみ（善性寺本も「无辺」）が異なり、西本願寺本の類本と位置づけられる。字体は、右上がりでなく平行的な筆致で、一瞬、蓮如筆かと思うほどの臨写性を帯びている。以上から「正信偈註」には、西本願寺本の他に、冊子で「无辺」と記す別の自筆本と、「高僧談」と記す異本とが存在していた可能性が高いということになろう。なお同断簡に、時代考証の手掛かりとなる黒点・茶点は見られない。よって元の冊子から分離されて断簡となり、糊付けで表装されたのは、約百五十年よりは遡らないと推測される。将来的に、各地から残りの断簡が出てくる可能性も、ありそうな感じである。

（本願寺史料研究所副所長）

＊　＊　＊　＊　＊

「『ほうらい（蓬莱・宝来）』考」補足

左右田 昌幸

筆者は以前に、本願寺の宗主一族の葬列に供奉し、火屋前に据えられた龕の左右に並ぶ「ほうらい（蓬莱・宝来）」という名称で呼称される人々について、基礎的な研究を発表したことがある（拙稿「『ほうらい（蓬莱・宝来）』考」世界人権問題研究センター『研究紀要』第四号、一九九九年。以下拙稿と略す）。その時には、「ほうらい」は東西本願寺の宗主一族の葬儀（興正寺もふくめて）にのみ特異に現れ、京都における他の社寺では北野社の近世の記録で少しだけ確認できるに過ぎないと書いた。しかし、その後、脇田晴子氏の『日本中世被差別民の研究』（岩波書店、二〇〇二年、二五七頁）に、真野純子氏の研究（同氏「神社に従属する土器作りの展開過程」、『中近世土器の基礎的研究』Ⅷ、一九九二年）を根拠に、「坂者」の「ほうらい」が「祇園社の犬神人同様」に「職掌人」として、近江の三上社に出入りしていると指摘されていることを知った。

ただし、真野氏が研究された、三上社に「職掌人」として「ほうろく」を奉納する「ほうらい」を「坂者」とすることや、本願寺の葬列に供奉する「ほうらい」と三上社の「ほうらい」を同列に捉えることについては、筆者には疑問が残る。筆者も脇田氏の指摘に興味を持ち、三上社関係の若干の史料を点検してみたが、「坂者」としての「被差別性」を見いだすことは出来ず、たまたま名称が一致しただけではないかという方向で考えた方がいいのではないと感じている。

「ほうらい（蓬莱・宝来）」に関する本願寺の史料の大半は、拙稿を執筆した時に紹介した積もりであるが、数年前に新たな史料を少しだけ目にすることができた。内容的には、拙稿を訂正する必要のない史料ではあるが、拙稿の記述を裏付ける内容を含んでおり、拙稿の補足として誌面を借りて紹介しておきたい。

宝来は、十八世紀の中頃から後半にかけての時期には株化して、町人身分の門徒（しかも本派ではなく、大谷派門徒）がその株を所有するようになる。葬列への供奉は近代に入っても継続されたのだが、本願寺においても、なぜ宝来が葬列に供奉するのか、その由来や株を所有している町人身分の宝来の居住地すら把握できていない状態になる。この辺りの状況は拙稿でも書いたことだが、今回紹介する史料の記述にも同様の状況が窺える。株化した宝来役として、何らかの権益を継承しながら本願寺との関係が続いているにも関わらず（「大坂諸記」一番にある宝来役の交代届け出）、その際に由緒書を提出しなければならなかった点や、本願寺が葬列に供奉する際の装束の絵の提出を求めている点（「大坂諸記」三番の家老島田左兵衛尉の津村御坊留守居高山半左衛門宛て書状）に象徴的に状況が表現されている。

拙稿の記述内容のと関連でいえば、宝来役を務めていた町人の屋号が近江屋である点や、宝来役を引き継いだのが親類の堀丹次である点が注目される。拙稿で紹介した寛政元年（一七八九）の法如の葬儀記録でも、「宝来筑後株」の持ち主の丹波屋善性は大坂島之内に居住していた伜の近江屋和助宅に同居していた。この屋号の共通性を、天保三年（一八二二）に至っても一族で役を継承していたことの根拠と考えていいだろう。

一点残念なのは、この時に提出されたという宝来の由緒書が本願寺史料研究所保管の史料群に見いだせないことである（失われている可能性大であるが、探索を続けたい）。由緒に関しては、家老島田左兵衛尉は「将当地愛城寺ニ罷在候ツルメソト申者と同□ニ而御葬送之節、組合罷出候哉」と記している点が気に掛かる。この翻刻箇所の内、愛城寺という寺号の「愛」と□は難読箇所である。ただ、島田左兵衛尉の書状の文言は、三年後の天保六年（一八三五）の記事であるので、天保三年に宝来側から提出された由緒書の内容が幾ばくかは反映しているとも考えられる。とすれば、拙稿で紹介した喜田貞吉・河田光夫氏の両氏が論の出発点とされたと考えられる

宝来の由来伝承とは、少し相違した内容が追加されていた可能性もある。本願寺側には、宝来を葬列に供奉させる必然性は「伝統」という面以外には存在しなかった訳だから、伝承内容の追加（創作）は、本願寺との関係を維持しようとする宝来側の問題であったのであろう。

《史料翻刻》

（表紙）
「天保二辛卯年従正月
御改革以来
大坂諸記
一番　長御殿」

（天保三年）
三月朔日
一来書　高山主水
船田久左衛門
殿村平右衛門
水野市右衛門

然者役僧大仙寺義、近比所労ニ付御役義難相勤、別紙願書ヲ以而退役之義願出申候、依而御伺申上候

一近江屋元蔵義、兼而宝来役相勤来候処、同様病気ニ付退役仕、跡役堀丹次義相勤候段、別紙口上書□由緒書壱通印鑑住所書壱通差□候ニ付差登候、御留置可被成下、右故申上度如斯御座候旨

二月廿九日　御用番少進宛

一口上　御蔵手代
堀丹次
宝来竹摩

宝来筑後近江屋元蔵義、宝来役是迄相勤来候所、近来病気ニ付御用難相勤候ニ付、私親類共ニ御座候間、宝来役譲請申候ニ付、此段御届可申上置候、猶又近々上京仕御届可申上候得共、此段御本山へ被仰上置可被下候

御役人中宛

一口上書　近江屋元蔵
私義、

宝来役御用是迄相勤来候所、近来病身ニ付、私親類御蔵手代堀丹次方江此度宝来役相譲申候、依之此段御届申上候

二月　御役人中

外ニ由緒書壱通印鑑一枚添

（中略）

三月八日

右大仙寺義者、堂達本座ニ候間、御本山役僧江向、右願書可差出、其上ニ而取計有之趣、主水へ申達ス

宝来竹摩義者、御聞届ニ相成候事、右返書別ニ差□不申、主水上京故同人江申達ス

（表紙）
「天保六乙未載従閏七月

大坂諸記　三番」

一発書　(天保六年条か)　大坂津村御坊
高山半左衛門

然ハ先達而其御坊所江届出候而由緒書指添被申登候宝来筑摩義、定而不相替其地住居候義と存候、右ニ付御葬送之節同人御列ニ罷出候装束着用之次第取調之義有之候間、同人被呼出装束着用之図、其形無相違様彩色ニ而密画ニ致候、尤紙ハ美濃紙ニ而冊子ニ致し候様画工江申付、早々差出候様可被申付候、且装束裁縫之寸法等も相知れ在之候ハヽ、是亦書付差出候様、将当地愛城寺ニ罷在候ツルメソト申者と同口ニ而、御葬送之節組合罷出候哉、其訳も書取差出候様可被申付候、右可申達御座候、以上

十一月十三日　左兵衛尉

(中略)

(天保七年条)
七月朔日
一来書　高山半左衛門

然ハ宝来筑摩装束着用之図画差出候ニ付、過日差登委曲申上候処、金弐百疋被下候ニ付、御差下被成下、則相達申候処、別紙を以難有御請申出候、右申上度如斯御座候、以上

六月廿八日　左兵衛尉宛
宝来竹摩

先日以来図画之義ニ付、毎々罷出候ニ付、京都ゟ被御申越御目録被下置難有仕合奉存候、右御礼之義可成御取計御本殿江宜く被仰付被下候、以上

(中略)

一来書　高山半左衛門

然ハ先達而被仰下候宝来筑摩装束着用之図画別紙之通漸ク出来仕候ニ付、衣体品目書付差添登セ申候、右申上度如斯御座候、以上

六月十九日　左兵衛尉宛

猶々、右図画一条ニ付、筑摩茂毎々呼寄、其上右図画筑摩方ニ而画工江相頼相認候趣ニ付、為御心付金百疋歟、金弐百疋程被下候様仕度、殊ニ右筑摩義実ハ御寺手代相勤罷在、裏方門徒之由ニ御座候間、旁以右等御取計相成候様仕度、此段ニ付内々宜御沙汰可被成下候、以上

一返書　高山半左衛門

然ハ先達而申達置候宝来筑摩装束着用之図画別紙之通出来ニ付、衣体品目書付相添被差登令入手候、右図画一条ニ付、筑摩方ニ而画工相頼為認候趣ニ付、為御心附金百疋歟、弐百疋程被下度旨委曲令承知候、則金弐百疋被下候、今便差下候間可然様取計可有之候、右返報旁可申達如斯御座候、以上

六月廿一日　左兵衛尉

(本願寺史料研究所客員研究員)

＊　＊　＊　＊　＊

《ひとこと・ふたこと》

副所長　**金龍　静**

先々月、ある友人からの誘いをうけて、隣県の古物商宅へ伺った。めずらしい物を見せてもらえるとのこと。見てみると真宗史料が約十点、戦国期から近代にわたる古文書ばかりであった。早速、寸法・紙質・筆致などをチェックし、撮影の可否を尋ねると、驚くほど即座にOKの返答がもらえた。

後日、これまでの調書とつきあわせて調べたところ、顕如上人消息二点と教如上人消息一点は新出史料であった。顕如上人消息の一つは、前欠文書だが、本文も自筆と思われる。もう一つは写だが、これまでに別の写が一点確認されているのみで、貴重な良質の写とわかった。教如上人消息は、本文は右筆書きで、神奈川県の某寺旧蔵のものとわかった。その某寺にはこの消息の添状が現蔵している。

その後、古物商からの連絡は一切ない。後日友人から、かの十点の史料はすでに売買交渉が進んでおり、また、関心はもう次の物件に移っていると知らされた。

リスク・即決・ふんぎりの交差する、相対の「築地市場」ということなのか。何らかの理由によって相対不成立で残ったもの、これが後日、古書目録上に公開されるのだろう。

〈編集子のつぶやき〉

このところの天変地異により、予定していた原稿の準備が整いませんでした。相手が「自然」ならば仕方がないかと諦めたところで、方向転換して小ネタ特集の号とすることにしました。

客員研究員の左右田が、近代本願寺の「火葬文化」の中心施設である花山火葬場関係の史料紹介に続いて、前近代の真宗葬送文化の中心施設である大谷本廟の墓地や、そこでの火葬・土葬状況に関する史料探索記を準備していたのですが、勤務する大学の改革の波に呑み込まれてしまい、史料の探索結果を執筆するエネルギーを捻出する余裕を無くしてしまっています。従来の本山史中心の『本願寺史』では、ほとんど視線が及んでいなかった分野ですので（マイナー路線に対する言い訳か）、『本願寺史』改訂に向けての準備の意味が含まれているのですが、次の機会を待ちたいと思います。

時間に追われて同時並行的に複数の仕事を進めようとすると、どうも頭の切り替えがスンナリとは行かなくなってきました。中断していた仕事を再開するのに、頭の中を中断直前の状態に復帰させるのに時間がかかって仕方がありません。進もうとしていた方向が思い出せなくて途方に暮れることしばしばです。

ま、違った方向でも、前に進むのなら、それはそれでいいじゃないですか。（歩弥）